

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 5日

高知県知事 濱田 省司 殿



提出者

住 所 土佐市高岡町乙2211番地3

氏 名 高洋建設株式会社

代表取締役 高橋 英明

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 088-852-5025

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	防安第3-2-1号 高知空港緑の広場テニスコート整備工事（他9件）
事業場の所在地	高知県 南国市久枝（高知市内を除く高知県内他9件）
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業（総合工事業）
②事業の規模	185百万円
③従業員数	16名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	○がれき類 建設工事で発生→自社又は収集運搬業者運搬に委託→処分業者（再生砕石又は再生合材に再資源化） ○木くず 建設工事で発生→自社又は収集運搬業者運搬に委託→処分業者（燃料用チップ等に再資源化） ○建設混合物（廃プラスチック類、その他がれき類、繊維くず） 建設工事で発生→自社又は収集運搬業者運搬に委託→中間処理業者（焼却及び圧縮処理）→最終処分業者（安定型、管理型）埋立処理

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

代表取締役社長

環境管理責任者

産業廃棄物担当者

従業員

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	その他がれき類	廃プラ	
	排出量	1302.8 t	1.0t	0.1t	0.5t	
	(これまでに実施した取組) 従業員を対象に廃棄物の発生抑制に係る教育を行っています。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	その他がれき類	廃プラ	
	排出量	1000.0 t	1.0t	0.0t	0.0t	
	(今後実施する取組) 現状の取組のとおり今年度も実施予定です。					

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  従業員が排出する生活系ゴミで、食べ終えた弁当がら等は、各自が持ち帰り適正処理するように促しています。空き缶や空き瓶は、スチール、アルミ、瓶に分け、ペットボトルはキャップとラベルを剥がし、それぞれ分別しています。 混合廃棄物は、備え付けの回収コンテナに入れ、所定の容量になれば処理施設が回収交換しています。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  現状の取組のとおり今年度も実施予定です。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) 実績なし				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t
(これまでに実施した取組) 実績なし					
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組) 特になし					

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					
①現状	【前年度（令和4年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	
	(これまでに実施した取組) 実績なし				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	
	(今後実施する予定の取組) 特になし				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
①現状	【前年度（令和4年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	その他がれき類	廃プラ
	全処理委託量	1302.8 t	1.0 t	0.1 t	0.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1302.8 t	1.0 t	0.1 t	0.5 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t
(これまでに実施した取組) 委託基準に従い、産業廃棄物処理業者を選定し、契約します。 委託契約書及びマニフェスト(A,B2,C2,D,E)について、適正に記載されているか確認して5年間保管しています。					

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	その他がれき類	廃プラ	
	全処理委託量	1000.0 t	1.0t	0.0t	0.0t	
	優良認定処理業者への処理委託量					
	再生利用業者への処理委託量	1000.0 t	1.0t	0.0t	0.0t	
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>現状の取組のとおり今年度も実施予定です。</p>					
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。